

## 茨木市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市人権尊重のまちづくり条例（平成10年茨木市条例第27号）の趣旨に基づき、パートナーシップ関係にある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めることにより、多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もがありのままに生きられる社会を目指すことを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が同性若しくは両性である者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

### (パートナーシップの宣誓)

第3 市長に対するパートナーシップ関係にある旨の宣誓（以下「宣誓」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者が行うことができるものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

### (宣誓の方法)

第4 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (2) 市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
  - (3) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であつて、市長が適当と認めるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。  
(宣誓の証明)
- 第5 市長は、第4第1項の規定により宣誓がなされた場合は、当該宣誓があつたことを証明する。
- 2 前項の規定による証明は、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付することにより行うものとする。  
(パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク構成自治体との相互連携の取扱い)
- 第6 宣誓をしようとする者が、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下この項において「連携ネットワーク」という。）を構成する自治体（第6及び第10において「構成自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る受領証（第6において「構成自治体受領証」という。）の交付を受けている場合であつて、本市に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、連携ネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。
- 2 前項の規定により受領証の交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第3号）（第6及び第11において「継続申告書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に来庁又は郵送により提出しなければならない。この場合において、当該転入宣誓者の一方又は双方が自ら継続申告書に記入することができないとき市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。
- (1) 構成自治体受領証
  - (2) 住所地の変更を証する書類

- 3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出元である構成自治体に通知する。
- 4 前3項の規定による手続については、前項の通知に対する転入宣誓者の同意を得られた場合に限り行うことができる。
- 5 市長は、転入宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求め、郵送による場合は同書類の写しの提出を求めるものとする。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類  
(通称の使用)

第7 宣誓をしようとする者は、氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認めるときは、宣誓書に氏名に代えて通称（氏名以外の呼称であって社会生活上通用していると認められるものをいう。以下、同じ。）を使用することができるものとする。この場合における受領証には、氏名に代えて当該通称を記載するものとする。

（受領証の再交付）

第8 第5及び第6の規定により受領証の交付を受けた者が紛失、毀損、汚損等により当該受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下この項において「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証の再交付を受ける場合にあつては、再交付申請書に当該受領証を添えなければならない。

- 2 第4第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 紛失により第1項の規定による受領証の再交付を受けた者は、紛失した受領証を発見した場合は、当該紛失した受領証を市長に返還しなければならない。  
(変更届)

第9 受領証の交付を受けた者は、住所又は氏名（通称を含む。）に変更があつたときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。第3項において「変更届」という。）にその変更に係る事実を確認することができる書類及び変更前の受領証を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第4第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市長は、変更届の提出があつたときは、変更後の受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第10 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)に受領証を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、受領証の紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき(構成自治体へ転出し、当該構成自治体においてパートナーシップ関係にある旨の宣誓の継続を申告するときを除く。)

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 一方又は双方が第3第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(5) 宣誓書を提出した時点において第3に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 第4第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書の保存)

第11 市長は、宣誓書及び継続申告書を、第10第1項の規定により受領証が返還された日又は受領証の交付を受けた者が同項各号に該当することとなった日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。